

令和5年度 第1回歯科口腔保健審議会 議事概要

◎ 日時

令和5年5月25日（木） 14時00分～15時30分

◎ 場所

議会棟2階 第6委員会室

◎ 出席者

《委員》角田会長、橘田委員、巻委員、金子委員、武石委員、小林委員、大久保委員、安井委員、滑川委員、高島委員、大谷委員、黒須委員、青木委員

《事務局》齋藤保健部長、今野副理事、地域保健支援課長 他

《傍聴人》0名

◎ 欠席者

松本委員、相澤委員

◎ 会議資料

《事前配布》

- ・ 次第
- ・ 歯科口腔保健審議会委員名簿
- ・ 令和5年度第1回歯科口腔保健審議会関係課職員名簿
- ・ さいたま市歯科口腔保健審議会規則
- ・ **資料1** 次期さいたま市健康増進計画 骨子（案）
- ・ **資料2** 次期さいたま市健康増進計画 体系図（案）
- ・ **資料3** 次期さいたま市健康増進計画 計画の体系（案）
- ・ **資料4** 次期さいたま市健康増進計画 数値目標の検討（案）
- ・ **参考資料1** 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）
- ・ **参考資料2** 歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標一覧（案）
- ・ **参考資料3** 令和4年度の事業所への取組みについて
- ・ **参考資料4** さいたま市がん対策推進講演会について
- ・ **参考資料5** 令和4年度口腔ケア研修会について

1 開会

- ・議事録は、会長一任により承認いただき、公開することによろしいか。
- 《委員》異議なし

2 議事

(1) 次期さいたま市健康増進計画の策定について

《資料》

- ・資料1 次期さいたま市健康増進計画 骨子（案）
- ・資料2 次期さいたま市健康増進計画 体系図（案）
- ・資料3 次期さいたま市健康増進計画 計画の体系（案）
- ・資料4 次期さいたま市健康増進計画 数値目標の検討（案）
- ・参考資料1 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）
- ・参考資料2 歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標一覧（案）

事務局より資料に基づき説明。

<御意見・質疑>

角田会長：まずは、次期さいたま市健康増進計画の骨子案及び4ページの歯・口腔の健康についての大目標、中目標について、総論的な話となるが、御意見をいただきたい。安井委員いかがか。

安井委員：疾病予防と機能の維持向上という二つの大きなテーマがあり、この大目標、中目標でよろしいのではないか。

口腔機能発達不全症の対応もとられるようになってきていることから、中目標の中身として、小児期からの口腔機能の獲得、維持、向上にも目を向けていただきたい。

角田会長：中高年、シニアだけでなく、低年齢からということによろしいか。

安井委員：はい。

角田会長：他に滑川委員いかがか。

滑川委員：総論的な箇所については、問題ない。

角田会長：他に御意見いかがか。ないようであれば、骨子案は了承とする。

次に資料4、4ページの目標指標について議論したい。基本的には、国の方針に基づいて設定しているが、委員の意見を踏まえ、精査していく。

まず、「3歳児歯科健康診査で4本以上のむし歯を有する幼児の割合」にいて、御意見いただきたい

滑川委員：現状値が96.5%とあるが、3.5%ということによろしいか。

事務局：地域保健・健康増進事業報告のデータソースに基づく国の令和2年度現状値は、96.5%となっている。

角田会長：続きまして、「12歳児でむし歯のない生徒の割合」について御意見いかがか。

安井委員：国は目標値を都道府県数としているため、市は目標値を割合とするのであれば、どのような想定でいるか。

事務局：う蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数を国は目標値としているため、本市でも目標値を90%とすることを想定している。

角田会長：次に「20歳以上におけるむし歯がない人の割合」について、目標値については国に準ずるとしているため、20%としてよろしいか。

事務局：目標値については、今後設定していくため、本審議会ではお示ししていない。今後、本市の得られるデータを評価、分析、推計等を行い、国の数値も参考にしながら設定してく。次回審議会にて提示し、御審議いただく予定である。

角田会長：では、目標指標としては、国に準ずるとのことで問題ないと考えてるが。

委員一同：よろしい。

角田会長：「中学生の歯周疾患要観察者若しくは歯肉に炎症所見を有する者の割合」については、継続したモニタリング指標のため検討は行わないものとする。

続いて、「40歳以上における歯周炎を有する者の割合」について、現計画では、「進

行した歯周炎」となっていたが、次期計画では進行の文字が消えていることについて、事務局から説明いただきたい。

事務局：現計画は、改訂前のCPI判定基準3以上の記載があったが、国と合わせ「歯周炎を有する」とした。

角田会長：国に合わせたということで、これでよろしい。次に「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」について、現在、国民皆歯科健診という考えが提示されており、これは命題である。市として目標指標とすることは妥当と考えるが、何か御意見いかがか。

滑川委員：現状値は52.9%とあり、中間値は28%とある。両方とも平成28年の数値となっており、この差異を説明いただきたい。

事務局：国の現状値が52.9%であり、本市の中間値は、市民調査の結果により28%となっている。

角田会長：国と市の数値ということである。では、この目標については採用することでもよろしいか。

委員一同：よろしい。

角田会長：では次に「歯科検診を行っている事業所の割合」はいかがか。

武石委員：国では指標が示されていないが、市の指標として採用するのは妥当と考える。

角田会長：労働安全衛生法改正により徐々に割合は増えてくると思うが、指標としては、当然あったほうがよいと考えるが、よろしいか。

委員一同：よろしい。

角田会長：次に口腔機能の維持向上に関する「40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少」について、現計画は「60歳代」としていたが、年齢を引き下げた。国の指標と合わせてということで問題ないと思えるが、よろしいか。

委員一同：よろしい。

角田会長：次に「50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加」について、これも国合わせ年齢を引き下げている。大久保委員なにか御意見いかがか。

大久保委員：歯科衛生士会として、口腔機能の維持向上の推進に取り組んでいる。国の指標に合わせていくことでよろしいかと思う。

角田会長：では、こちら市も市の目標指標とさせていただく。次に市の独自の継続目標である「80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合」であるが、採用でよろしいと思えるがいかがか。

委員一同：よろしい。

角田会長：次に定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な方に対する歯科保健として、国と同様の指標である「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数」について、数値目標としては「増やす」等に設定するのか。

事務局：現計画から引き継いでいるため、今までの数値の推移で数値目標を決定する予定である。

角田会長：施設数は把握しているか。

事務局：市内の指定事業所数が毎月更新され、市ホームページで掲載されている。

角田会長：何施設くらいあるか。

事務局：居宅介護サービス事業所等を除いてもおおよそ600施設以上ある。

角田会長：現状では1割も満たないということである。高島委員、御意見いかがか。

高島委員：大丈夫である。

角田会長：次に「介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施数」について、こちらは国が実施率としており、市は実施数としているが。

事務局：この指標も現計画からの継続となるため、今までの数値の推移で数値目標を決定する予定であるが、実施数で分かりにくい等あれば再度検討いただく。

角田会長：次回の検討会で示してもらい検討する。大谷委員御意見いかがか。

大谷委員：大丈夫である。

金子委員：「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数」、「介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施数」について、通所者や入所者であるが、在宅の方はどこに含まれるか。

事務局：本指標においては、在宅の方は含まれていない。

金子委員：在宅の方は政策の対象とならないということか。

角田会長：在宅にいる方で援助を受けられていない方へ対応も必要であるため、問題意識を持っていただければと思う。

事務局：在宅の方となると現状を把握しにくい場合もあるため、研修等を通して事業者の方とコミュニケーションをとる機会があるので、現状を把握しながら、対応等検討していきたい。

金子委員：是非よろしく願いたい。

角田会長：高齢介護課とも連携していただきたい。

滑川委員：「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数」について、検診を実施している施設が1割にも満たないという現状があるが、国の現状値は、77.9%であり、かなりの乖離がある。「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」についても市の数値は28%で、全国では52%となっており乖離がある。

角田会長：この辺りは次回の審議会でも掘り下げていただき、今後、解決策等見出していけるとよい。

本日の審議として、骨子案は了承し、目標指標については安井委員から提案のあった小児期からの口腔機能の獲得、維持、向上については、次回の審議会までに検討いただきたい。さいたま市の歯科保健について、今後も皆さまと一緒に努力をして市民のために改善していけるようにしていきたい。

その他御意見、質問等いかがか。

大久保委員：前回の審議会でも伺ったが学校巡回指導についての検討状況を教育委員会から御報告いただきたい。

事務局：委員から御提案のあった保健センターとの連携については、教育委員会としては、魅力的な御提案と考えている。今後実施方法も含め、保健センターと引き続き協議を進めて参りたい。

大久保委員：保健センターとの検討が進んでいない状況であるが、何がネックとなっているのか、また、保健センターは市民の口腔の健康に特化して対応するために歯科衛生士を各区配置していると思うが、現在の保健センターに配置されている歯科衛生士の明確な仕事内容を教えていただきたい。

事務局：質問の1点目については、教育委員会とどのような協力ができるかについて検討段階である。報告できるような状況になり次第、回答させていただくため、今しばらくお待ちいただきたい。

質問の2点目については、保健センターの歯科衛生士は、専門職として、母親学級、むし歯予防教室などの健康教室、市内の保育園や子育て支援センターへの健康教育、育児相談や健康相談等の歯科保健業務を担っている。しかし、保健センターは区役所の中の組織であり、歯科衛生士は保健センターの職員ということもあることから、歯科の仕事だけを専門にしているということではなく、指定難病の申請、予防接種、健診の窓口業務等にも従事している。

今回いただいた案件については、保健センターの業務に支障がない範囲での協力になるため、丁寧に検討を進めていきたい。

大久保委員：保健センターの業務に差し支えない範囲で展開していくということですね。

健康教育課と保健センターの意識の差を感じている。以前、いきいき健康長寿課がやっていた高齢者事業について、年1回フォローアップを実施したいと考えていたが、予算の都合上保健センターに事業協力を依頼したところ却下されている。

歯科衛生士が各区1名配置されており、保健センターの業務も忙しいと思うが、事業計画を立てて対応していけば保健センター業務と歯科保健業務も共に実施できるのではないかと。計画的に他部署と連携して赤ちゃんからお年寄りまで歯科保健を進めていただきたい。さいたま市は多くの歯科衛生士がいるので、一歩進んでいただき、他部署で連携を図るのは行政の使命ではないか。保健センターで学校巡回指導に協力することに何かネックがあるのだとすれば、各区に出向いて区長に説明することも検討するが。

この場では、保健センターの10区の代表が全員集まっているわけではないので、お持ち帰りいただき、再度検討いただきたいが、コロナ禍により、歯科保健指導が途切れてしまった学齢期の生徒もいるので、なるべく早く検討し、協力体制をとっていただきたい。すべてを保健センターの歯科衛生士で担うことは難しいが、教育委員会、歯科衛生士会等それぞれの立場で協力し、切れ目のない歯科保健を実現していきたい。検討状況は、今後も審議会で伺っていく。

角田会長：歯科衛生士会はマンパワーが不足している。前回の審議会において、前向きに検討いただくという回答があったと思うが。本来の業務に負担をかけるほどのマンパワーは要求していないはずである。市民のため善処していただきたい。

巻委員：本日、次期計画の大目標、中目標とそれに伴う目標指標を審議したが、実際にはこの先の小目標と具体的な対応が決められていくと思う。実際にはこれが非常に重要である。他の政令市と比べてもさいたま市は歯科衛生士が13人、嘱託歯科医師が2人と多くの歯科専門職が配置されている。本日検討した数値目標に対する具体的なアクションプランのどこに歯科医師及び歯科衛生士が関わってくるのかが見えない状況である。今後、小目標、具体的なアクションプラン作成時には、取組を実施する者が行政なのか、歯科医師会なのか、歯科衛生士会なのかを明白にすることで、結果が得やすいのではないかと。この先、取組内容を検討する際には、この場で詳細な内容を検討できると良い。

角田会長：目標を実現するための取組みが重要である。取組内容については、大久保委員から話があったように保健センターの歯科衛生士を学校歯科保健教育に組み

込めるよう検討いただきたい。

安井委員：目標指標について、国と対峙されているが、数値目標の出し方は、国とさいたま市とはレベルが違うため、国と同じ数値目標を立てる必要性はないと考える。さいたま市はさいたま市の調査の中で得られたデータを大事にしていきたい。国の調査は、ビッグデータから出ているもの等或いは歯科疾患実態調査みたいに、非常に年齢によっては少数から出ているデータがあるので、それをそのまま目標値に据えてしまうと、大変御苦労されるのではないかと思うので、数値根拠については、さいたま市としての数値目標をしっかりと出していただきたい。

角田会長：他に御意見いかがか。

滑川委員：資料2について現計画から次期計画は、ライフステージからライフコースに変更され、女性が切り離され、クローズアップされている。今回設定した12項目の目標指標において具体的な小項目を検討する際には焦点をあてていただきたい。

角田委員：他に御意見いかがか。

武石委員：参考資料3、市内事業所への歯科保健啓発については、この取組みを継続していただきたい。また、今回新たな取組として講演を行っているが、こちらも継続していただきたい。オンラインで30名程度の定員であるが、コロナも収束してきていることから、もう少し人数を増やしていただけるとありがたい。

角田委員：他に御意見いかがか。

金子委員：以前、保健所のほうで検診の受診率を上げたいという話があったが、そこと政策を有機的に結びつけていただくことで、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な方に対する歯科保健」という中目標達成に繋がる。現状は、目標と政策が繋がっていないため検討していただきたい。

角田会長：他に御意見がないことから、進行を事務局へお返しする。

3 報告

事務局より資料に沿って報告

(1) 令和4年度の事業所への取組みについて

《資料》

- ・ **参考資料 3** 令和4年度の事業所への取組みについて

(2) さいたま市がん対策推進講演会について

《資料》

- ・ **参考資料 4** さいたま市がん対策推進講演会について

(3) 令和4年度口腔ケア研修会について

《資料》

- ・ **参考資料 5** 令和4年度口腔ケア研修会について

4 閉会